

継続する植民地主義と「花岡和解」

坪田 典子

I 問題関心

日本による侵略戦争と植民地支配の加害に対して、とりわけ冷戦後の1990年代以降、その被害を被った人たちからのカミングアウトや訴えに応答する形で、被害者に対する戦後補償の取り組みが進められてきた。学問や思想の領域では、戦争と植民地主義が席巻した「戦時」が清算されないまま継続していることが、あらためて問題にされるとともに、ポストコロニアルな現在の政治・社会・文化・経済状況等において、なお、ポストとなりえない今まで継続している植民地主義(の暴力)について、議論が積み重ねられている。

そこでの議論は、国際秩序の再編や帝国支配の形態変化、文化や制度、システムといったマクロなレベルから、マイノリティとマジョリティという非対称な関係性のなかに顕現する植民地主義といったミクロなレベルに属するものまで、広範囲にわたり、その構造的问题が指摘されるなど、現代における植民地主義が議論されている¹⁾。

本稿での関心は、マジョリティという日本人一般のなかにみられる植民地主義ではなく、戦後補償裁判における弁護士・支援者・加害企業にみられる植民地主義である。とりわけ、日本国と日本人による植民地主義を清算しようとして、戦後補償裁判にかかわった弁護士や支援者のなかに、色濃く刻印された植民地主義の再考にある。

戦後補償に関連した議論では、過去の加害の直接の行為者である国や企業と、被害者や遺族といった被告側と原告側という二者関係がとり上げられるのが一般的である。戦後補償訴訟では、原告の代理人弁護士が原告の利害を代表していることが当然のこととされており、代理人弁護士によって原告が被る「被害」について問題化され、議論されることはほとんどなかった。本稿では、戦後補償訴訟の場における原告と原告代理人弁護士との二者関係、および原告が被る「被害」に関心を寄せる立場から、この二者関係をとり上げて議論する。

本稿の目的は、日本国と日本人の戦争犯罪・植民地主義に、自覺的に向き合い、その脱構築を積極的にめざそうとする意識的な取り組みのなかにおいてなお、植民地主義の暴力が継続しているというポストコロニアルな現実を議論することである。本稿ではこの目的に沿って、戦後補償裁判の一環としてなされた「花岡和解」(以下、「和解」)を事例とし、「和解」の当事者である中国人被害者原告とその原告代理人弁護団双方、およびもう一方の当事者である鹿島建設(当時は鹿島組。以下、鹿島または鹿島花岡)を主要な行為者としてとり上げる。

本稿の課題は三つある。一つは、つぎのことがらについて、和解の成立する条件である「和解の条件」(後述)を分析概念として分析することである。すなわち、中国人被害者原告と原告代理人弁護士双方の関係性や和解へいたるプロセス、結果としての和解、および鹿島の見解についてである。二つは、その「和解」が、社会に、どのように受け入れられているのかを月刊誌『世界』における「和解の検証」をとり上げ、植民地主義を鍵概念として分析することである。三つは、それらを通して継続する植民地主義の現実を考察することである。

II 鹿島花岡訴訟の概略

1 「花岡和解」までの経緯

1990年代に入って、日本の帝国・植民地主義の被害者である中国人の戦後補償裁判が始まられるようになるが、その嚆矢となったのが鹿島花岡訴訟²⁾である。日本の戦時の虐殺・虐待の一つに、国連でもとり上げられている強制連行・強制労働がある。そのなかに日本へと強制連行された中国人の強制労働があり、その代表例として知られているのが、本稿で扱う鹿島花岡の事例である。

1937年以降の中国大陆への本格的な軍事侵略、戦況拡大に加え、1941年からの第二次世界大戦により国内の労働力が徴兵へと向けられるなか、軍需産業をはじめとする深刻な労働力不足を補うため、朝鮮人の強制連行³⁾に続き、中国人の強制連行が、政府、軍部によって企図される⁴⁾。現在実証されているだけでも約4万人の中国人が全国135の事業所で、1944年から強制連行され、敗戦まで(鹿島の例では敗戦後も)強制労働に従事させられている。

敵国人として扱われた中国人の強制労働は、劣悪な朝鮮人の強制労働よりもさらに過酷な状態にあり、平均死亡率は、日本人の死亡率の高さで知られるシベリア抑留(約10%)を上回る17.5%という高死亡率であった。鹿島花岡では、1944年8月8日に強制連行された295人の中国人に加え、翌1945年5月

5日および6月4日と、三次にわたって合計986人の中国人が強制連行されている。鹿島花岡での強制労働は、全国135事業所のなかでもとりわけ劣悪で、約1年の間に419人が死亡している⁵⁾。鹿島花岡での中国人の死亡率は、高水準であった中国人全体の死亡率をさらに2.5倍も上回る42.4%という驚異的な死亡率であった〔奥山2005:65-69〕。

そのように極限的な状況下で、鹿島の虐殺と虐待に抗して蜂起がなされた。それは、中国人の蜂起のなかで、唯一、全員の中国人が蜂起した事例として知られている。その蜂起のリーダーであった耿諱⁶⁾が、ふたたびリーダーとなって戦時の犯罪の責任を問い合わせ、踏みにじられた誇りと尊厳の回復を求めて、鹿島に対して提訴したのが、鹿島花岡訴訟である。耿諱は、公務の傍ら、生存者や遺族をさがし出し、「鹿島組花岡強制労働生存者及殉難者遺族聯誼会」(会長耿諱)を結成し、1989年12月、北京から鹿島に対して「公開書簡」を発表した。

「公開書簡」は三つの要求から成り立っている。一番目の要求は、「鹿島が過去の事實を認めて心から謝罪をすること」。二番目の要求は、「謝罪の証として、加害企業の鹿島が花岡のある秋田県大館と中国の北京に歴史の事實を伝える記念館を建て、それを後世のための教育施設とすること」。三番目の要求は、「受難者に相応の賠償金を支払うこと」⁷⁾であった。この三項目の要求(以下、三項目要求)は、中国人被害者が、日本の加害企業に、はじめて問うた要求でもある。被害者自身の尊厳を回復し、歴史の公道を取り戻すために三項目要求に基づいて鹿島との交渉がはじまった。交渉の結果、1990年7月5日、中国人被害者側と鹿島側とで「共同発表」がまとめられ、被害者にとって最も切実な一番目の要求が相互に確認された。その内容は、鹿島が、過去の加害の「事實認定」を行い、「法的責任」を認めて、「深甚な謝罪」を表明するものであり、被害者にとってはこれ以上譲れない最低限の線が、相互に確認された⁸⁾。二番目の記念館建設と三番目の賠償金額については今後の交渉課題とされた。

しかし、「共同発表」の直後から、鹿島はその姿勢を一変させ、「共同発表」で表明したいずれをも否定するようになる。双方の交渉が決裂したため、1995年6月、代理人弁護団が結成され、耿諱を代表とする被害者・遺族11人が原告となって、損害賠償請求訴訟が提訴される。鹿島花岡訴訟は、中国人強制連行の加害が日本ではじめて提訴されたものであった。だが、一審では実質的な審理のないまま敗訴となる。

二審の高裁で和解による解決が提案され、1999年9月から高裁の主導で和解協議に入る。2000年4月21日、裁判所から「和解勧告書」が提示された。「和

解勧告書」の説明会では、原告に中国語の訳文が配布され、原告と代理人弁護士との間で合意が成立し、原告は「和解勧告書」の内容に同意した。「和解勧告書」では、「共同発表」での事実認定・責任・謝罪といった最低限の線が確保されていたからである。

だが、その後の鹿島との交渉は難航し、最終的な合意まで7ヵ月を要し、11月17日、和解の最終案（以下、「和解条項」）が取りまとめられた。「和解条項」の報告会では、文書の提示はなく、「和解勧告書」との関係では「原則は十分維持されて」いると報告され〔新美2001b:31〕、弁護士の報告を疑うことなく、原告らはそれに同意した。そして、2000年11月29日、「花岡和解」が成立した。

2 「花岡和解」をめぐる対立

本稿では、「花岡和解」をめぐる対立というとき、和解の受け入れを、その成立以来、固辞し続けている中国人被害者原告および遺族と、原告代理人弁護団（および支援者）との対立を指すこととする⁹⁾。

「花岡和解」は「画期的な和解」¹⁰⁾として、和解当日、主任弁護士らによって記者会見される。そのとき、原告全員の署名入りの耿諱揮毫による「4行詩」¹¹⁾が掲げられ、その写真が主要新聞の第一面を飾った。鹿島花岡訴訟は、中国人の戦時の被害をあつかう日本で最初の訴訟であり、最初の法廷和解であったことから、メディアや関係者から注目され、被告の鹿島との間に「画期的な和解」が成立したと大々的に報じられた¹²⁾。

鹿島花岡訴訟を嚆矢として行われた中国人の戦後補償裁判は、90年代後半から2000年代になされた裁判の結果、最終的にはすべて最高裁で敗訴となる。それにより政府や企業の責任を裁判で問う道が事実上閉ざされる。その行き詰まりの打開策として、裁判の枠外で、個別企業との間での自主的な交渉によってなされる和解が、模索されるようになる。その際、「画期的」とされた「花岡和解」が一つのモデルとされ¹³⁾、その後の戦後補償裁判は、和解での解決が主流となっていく。

しかしながら、「花岡和解」は、「画期的な和解」という主任弁護士らや支援者、また日本での評価とは裏腹に、中国人原告11人の団長であった耿諱をふくむ原告および遺族のなかから、疑義がおおわけにされ、異議申し立てが起り、受け入れが拒否されるという前代未聞の事態が生じる。「花岡和解」の受け入れを固辞する中国人原告たちは、「和解条項の内容を知らされなかった」、「弁護団に欺かれた」と弁護士や支援者にくり返し説明を求めるが、「花岡和解」成立から2017年現在まで、弁護士や支援者からは、一切、応答

がなされないままである。「和解」の受け入れを拒否する原告たちは、今もなお拒否の姿勢を堅持し続けている¹⁴⁾。

III 研究方法

本稿では、戦後補償裁判に自覚的に取り組んできた弁護士や支援者の行為のなかに、植民地主義の暴力が顕現する事態を重視し、そこに見られる植民地主義を再考する。その分析方法としては、和解に必要不可欠な条件である「和解の条件」を分析概念として使用する。戸塚悦郎は、自身の弁護士としての経験から、「真実に基づく必要」と「誠実なプロセス」が、和解の成立には必要不可欠だとし、原告側と被告側を想定して5つの和解の条件を設定している〔戸塚2012:127-132〕。本稿では、戸塚の和解の条件を参照し、本稿の主旨に照らし、原告と原告代理人弁護士との二者関係を想定して和解の条件を概念化し、3つの「和解の条件」として抽出し、分析概念として使用することとする¹⁵⁾。まずその概念規定をし、つぎに「花岡和解」のなにを分析するかという分析の対象について述べる。

まず、分析概念としての「和解の条件」とは、つぎの三つを指すこととする。「和解の条件1」は、被害者側に関するものである。和解の結果が、当事者である中国人原告の全員が納得する和解として実現されているかという、「被害者の全体が納得する和解の実現」を指している。

「和解の条件2」は、訴訟のもう一方の当事者である加害企業鹿島に関するもので、加害者鹿島が過去の事実を認め、その法的責任を担い、真摯な謝罪を行い、それに見合う賠償がなされているかという点で、原告が求めた最低線の要求を指す。換言すれば、「共同発表」で確認された事実認定・責任・謝罪が確定されているか否かを指し、事実認定・責任・謝罪の三つは三位一体のものとしてある。これらが成就されることで、被害者の戦時に受けた苦痛が少しでも癒され、長年にわたって踏みにじられてきた被害者一人一人の誇りと尊厳の回復がなされたと、被害者自身によって受け止められるものになっているかという点である。つまり、単なる言葉上の表現に終始することなく、被害者側によってそのように受け止められているかどうかを指している。

「和解の条件3」は、原告代理人弁護団側に関するものである。和解にいたるプロセスにおいては、弁護士による一方的な押しつけや虚偽のない正確な情報（真実性）が原告に提示されるという事実が存在したか。すなわち、和解の最終案である「和解条項」が正確に原告に伝えられるという誠実なプロセスであったかという点である。和解後においては、原告からの疑義に対し

て、適切な応答がなされる誠実なものであったか。つまり、和解にいたるプロセスおよび和解後の対応において、代理人弁護士の行為が、真実に基づく誠実なものであったかという事実、および、被害者自身によって、誠実であると受け止められているかという、弁護団側の誠実性の問題を指している。

要約するとつきのようになる。1) 被害者の全体が納得する和解となっているか。2) 原告が同意した4月の「和解勧告書」(共同発表)の内容が鹿島によって確保されているという事実が認められるか。そして原告によってそのように受け止められているか。3) 弁護士の誠実性が保証されているか。すなわち弁護士が和解前に原告に真実を提示し、和解後に原告の疑義に応じるという事実が認められるか、そして原告によってそのように受け止められているか、である。

つぎに、分析の対象を以下のように設定する。一つは、原告による「和解」の受け入れ拒否についてである。二つは、和解当日に発表された「鹿島のコメント」についてである。三つは、弁護士による、原告への「和解条項」の説明と、「和解」の受け入れを拒否する原告らに対する応答についてである。そして最後に、「和解」をめぐる一般の認識形成に重要な役割を果たした月刊誌『世界』の見解についてである。

IV 繼続する植民地主義

「花岡和解」の最大の問題点は、原告代理人弁護団とともに和解を目指した原告代表の耿諱を含む原告のなかから、和解の受け入れを拒否する人たちが出たことである。なぜこのような事態になったのか。和解の受け入れを拒否する中国人被害者・遺族たちは、和解後にその内容を知り驚愕する。

1 受け入れを拒否された「花岡和解」

帰宅後しばらくして、日本から「和解条項」の文書と鹿島のコメントが送られてきた。それを読んだ私は、怒髪天を衝き、胸がはち切れんばかりとなって朦朧となり、昏倒して病院に担ぎ込まれた。[耿諱 2003.3.14 (五)]¹⁶⁾

花岡訴訟は「和解」で完全に失敗した。それを思うたびに、胸を銳利な刃物で突き刺されたような痛みを覚える。[耿諱 2003.3.14 (六)]

原告代表であった耿諱は、日本に留学中の息子耿碩宇からおくれてきた「和解条項」を目にして昏倒し入院した。「和解条項」とは、和解の内容が記された正式文書である。原告代表として和解を進めてきた耿諱は、「和解条項」

の内容を知って、胸を抉られたような痛みに襲われている。

父耿諱に「和解条項」と「鹿島のコメント」を送った息子の耿碩宇は、そのときの様子を、和解後の2000年12月17日、市民団体主催の集会でつぎのように語っている。「私は、『和解』文書の内容と花岡事件に関する鹿島側の声明を父に送りました。4日前、父はそれを見て病に倒れてしまいました。父はそのとき初めて鹿島が謝罪をしていないこと、責任を否定したこと、『和解金』は救済金であったこと、986人の権利がいずれも剥奪されたこと、などを知ったのです。……『和解』の前に、原告や家族に『和解』の内容が知らされましたか。私の父に知らされましたか」[人民網日本語版2001.5.8]¹⁷⁾。耿諱の主張と同様の内容が、同じく中国人原告の一人である孫力によってつぎのように述べられている。

2000年11月29日に日本で公表された花岡事件の「和解条項」と、同日に発表された鹿島の「コメント」を、私は12月の初めになってようやく、中国人留学生が中国語に訳した書面で目にした。その瞬間、驚いて雷に打たれたかのようだった。[孫力2001.6.25]¹⁸⁾

孫力もまた、「和解条項」を「和解」後になってはじめて目にしたとし、その衝撃を語っている。しかも、「和解条項」は、弁護士からではなく、日本留学中の中国人留学生によって中国語訳が送られてきたのであった¹⁹⁾。ここには少なくとも二つの事実が示唆されている。一つは、原告が「和解」後に「和解条項」をはじめて見たという点である。もう一つは、それが、原告にとって、昏倒するような内容であったという点である。すなわち、成立した「和解」(和解条項)は、原告が了解していたものとは異なっており、それが原告にとって昏倒するほどの内容だったという点である。

では、なぜこのような事態、つまり、原告が和解の内容を知らされないまままで、和解が成立したのかという問い合わせられる。その問い合わせるには、和解にいたるプロセスをみていく必要がある。和解成立に際して、なんの説明もなかったのではなく、「和解条項」の確定に際し、原告側からその報告を求める強い要望があったため²⁰⁾、急遽、北京で報告会がもたれ、原告は報告を受けている。その報告について耿諱と孫力は、つぎのように述べている(引用中の〔 〕は筆者による。)。

そこでは〔北京での報告集会〕、共同発表を基礎として鹿島が改めて謝罪し、5億円の賠償金を出して中国紅十字会がその管理運営(配分)を

引き受けるという和解条項が説明された。原告はこれを受け入れとくに異議はなかった。原告団は、弁護団に対する深い信頼から全く内容に疑いをもたず、厳密に和解文書の提示まで求めなかった。〔耿諄:2003.3.14(三)〕。

2000年11月19日、北京での原告との会合で、弁護士は一同に、これが最後の報告です、主として皆さんに11月17日に達成された和解の具体的な内容について報告します、事実上、「勧告書」の内容とほぼ同じです、と言った。彼は、「前回の和解案と内容は基本的には一致していますから、再度の署名・捺印の必要はありません」と言った。〔孫力:2001.6.25〕

孫力の引用にある「勧告書」「前回の和解案」とは、7ヶ月前の4月に裁判所から提示された「和解勧告書」^[21]をさす。「和解勧告書」では、和解の基本的性格を示す条項はつぎのように規定されている。

当事者双方は、1990年7月5日の「共同発表」を再確認する。

「和解勧告書」の段階では「共同発表」の内容を再確認する方向で和解がまとめられようとしていた。1990年の「共同発表」では、事実認定・責任・謝罪が表明されており、原告の求める最低限の要求が確保されていた。4月の「和解勧告書」ではその内容が再確認されていたため、原告は同意し署名した。その「和解勧告書」の内容と「和解条項」が「ほぼ同じ」「基本的には一致」という報告を弁護士から受けたので、原告らは、疑うことなく和解に同意したのであった。

ところが、実際の「和解条項」の内容は「昏倒」するほどのものであった。最大の違いは「和解条項」第一項にある。第一項はつぎのように規定されている。

当事者双方は、平成二年(1990年)七月五日の「共同発表」を再確認する。ただし、被控訴人〔鹿島〕は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人〔中国人被害者原告〕らはこれを了解した。

「和解条項」には、「和解勧告書」になかった「ただし」以降(以下、ただし書き)が付加されている。ただし書きでは、鹿島は法的責任を認めておらず、

そのことを原告が了解したことになっている。「鹿島のコメント」はこれを裏づけている。この事実が、和解前には知らされず、11月19日の報告会では「趣旨においては同じ」「原則は十分維持」[新美2001:31]と報告されていたので、昏倒するほどの打撃を受けたのである。

4月の「和解勧告書」には、「公開書簡(三項目要求)」のうち、二番目の記念館建設ではなく、三番目の賠償金も十分の一に減額されていた。それでも、原告が和解に応じ同意したのは、原告らに振られた、加害の事実を明確にし、真摯な謝罪がなされることで、踏みにじられた誇りと尊厳を取り戻し、被害の回復が少しでもなされ、歴史の公道を取り戻して、二度とふたたび同様のことが繰り返されることのないようにと願ったからである。「法的責任」が否定されれば、「共同発表」で確認された事実認定・責任・謝罪のすべてが効力を失うからである。それゆえ、耿諱ら原告にとって「法的責任」は決して譲れなかった。

しかし、鹿島にとっては、加害の事実認定・責任・謝罪が盛り込まれた「共同発表を再確認する」という文言を認めることはできなかった。鹿島はこの文言に難色を示し、その後の和解協議は難航した。鹿島は、「共同発表」に盛り込まれた「責任」は法的責任ではないと主張し、それを否定するよう抵抗した[新美2001a:40][同2001b:28-29]。鹿島にとって、法的責任の否定は譲れない条件であった。

鹿島と原告との妥協点は見いだせなかった。「たとえ裁判で敗訴しても歴史的に踏みとどまることができればよい。」「歴史的に私たちが踏みとどまるなら、私たちは道義の上では勝利したことになります。たとえ裁判で敗訴しても、政治的、歴史的には勝利したことになり、100年後でも私たちは彼らの罪を暴露する権利があるのです。」妥協点が見いだせないなら「裁判に負けよう」と、耿諱は、弁護士に提案した[旻子2005:355-357][野田2009:117-118]。

このような経緯ののち、「和解勧告書」から7ヵ月後、「和解条項」の最終案が確定した。和解直前の11月19日の報告会で「趣旨においては何ら変更はなかった」[新美2001b:31]という弁護士の報告に基づき、原告は和解を受け入れた。その後、和解達成の気持ちを書にしたためるよう求められ、耿諱が揮毫し、全員が署名した²²⁾。そして、2000年11月29日、「和解」が成立した。孫力は、揮毫の様子をつぎのように述べている。

その日〔19日〕の午後、更に一同に「和解達成はもうすぐです。みなさんの気持ちを表す為に、書をしたためて、そこに全員署名しましょ

う。私はそれを国内に持ち帰り、皆さんのお気持ちを伝えます」と言った。彼のすすめと誘導、働きかけで、一同はあの揮毫をまとめあげ、参加者全員が署名した。〔孫力2001.6.25〕

和解成立後の記者会見では、この書が高々と掲げられ、原告が歓迎する和解として新聞的一面を飾った。だが、原告にとって、法的責任を否定する「ただし書き」の付加された和解は、とうてい受け入れられなかつた。耿諱と孫力は、「和解」の受け入れ拒否をつぎのように述べている。

花岡訴訟の「和解」について、憤りを抑えられないことがあります。私たちの要求は全くかなえられなかつたのです。ですから、私はこれを拒絶しました。(中略) 私たちは、公道を取り戻すために彼らに謝罪を要求し、一人500万円の賠償を要求しました。しかし、「和解」が提案されました。私たちは、三項目の基本原則にもとづいて要求を出し、調停することを弁護士に依頼しました。弁護団は16人で、私たちはこの人たちをとても信用していましたから、代表として交渉することを全権委任しました。でも、彼らが被告と協議に入ったとき、彼らは私たちの要求を顧みず、「謝罪」の一項を曖昧にし、結局わずか5億円で手を打ち、しかも賠償ではなく救済だというのです。だから私たちは、この「和解」が屈辱的な和解で原告を無視したものだから、受け入れられないと言っているのです。〔耿諱2003.9.17〕

私は重ねて表明する：原告の一人として2000年11月29日に公表された「和解条項」の全文については、事前に弁護士から説明を受けてはいないし、弁護士は中国語の文面資料を提供しなかつたし、さらにこの「和解条項」に署名・捺印もしていない。彼らは巧妙にも、原告を騙して「勧告書」へ署名・捺印をさせて、それを「和解条項」の署名・捺印にすり替えた。私は、被害者の根本的利益を売り渡し、中国人に屈辱を与える「和解条項」を認めず、断固として反対する。この「条項」は全く法的効力のないものだ。全ての原告は真相が知らされなかつた。〔孫力2001.6.25〕

こうして、中国人被害者原告と遺族のなかから「和解」の受け入れを拒否する人たちが出てくる。彼/彼女らは、弁護士や裁判所らに対して説明を求めているが、戦後補償裁判にかかわった弁護士をはじめ誰一人として応じて

いない。再三の要求に対して、なんの応答もなされないまま18年目を迎えようとしている。

2 「花岡和解」とは何だったのか

原告の「和解」受け入れ拒否、「和解条項」の内容と弁護士によるその説明、および、和解の受け入れを拒否するにいたった原告らに対する弁護士の対応についてみてきた。それらに加え、和解当日に発表された「鹿島のコメント」を含め、それぞれを「和解の条件」を分析概念として分析すると、下記が演繹される。

一つは、被害者の全体が納得する和解となっているかという「和解の条件1」にかかわる事項に関してである。和解の成立以来、その受け入れを拒否し、18年目を迎えるという長きにわたって今なお固辞し続けている原告や遺族が存在しているという事実により、いまだに、被害者の全体が納得するような和解になっているとはいえない。

二つは「鹿島のコメント」が事実認定・責任・謝罪をみたしているかという「和解の条件2」にかかわる事項についてである。和解当日の2000年11月29日に出された「鹿島のコメント」では、鹿島花岡へ強制連行されて約1年で、半数近くの中国人が亡くなっている事実がつぎのように述べられている。「戦時下でありましたので、この方々の置かれた環境は大変厳しいものであり、当社としても誠意をもって最大限の配慮を尽くしましたが、多くの方が病気で亡くなるなど不幸な出来事があり…」。

ここには、加害の事実に向き合う姿勢は全くみられず、加害の事実認定がなされているとは言えない。それどころか、鹿島によってなされた非人道的な犯罪を隠蔽し、糊塗しようとして、鹿島の暴力により1年で418人の中国人が死へと追いやられた事実が歪曲され、歴史の私物化がなされているといえる。孫力もその点をつぎのように抗議している。

鹿島のコメントは、花岡986人の労工を迫害し、そのうち418人の人を虐殺し、殴り殺した罪には全く懺悔の気持ちがなく、歴史的事実と血腥い罪を極力歪曲し否認するものである。私の父・孫基武は花岡蜂起が失敗して捕まえられた後、大館市花岡町の共楽館前広場で生きながらにして殴り殺された。にもかかわらず、鹿島は「誠意をもって最大限の配慮を尽くしましたが、多くの方が病気で亡くな」ったと世人を騙した。動かし難い証拠は山のようになり、罪を逃れることはできないし、法的責任を回避することは許されない。5億円で418人の命をあがなえるの

か!? さらにこれは拠出金であり、救済であって、賠償や補償の性質を含むものではないとある。これこそ中国人に対するこのうえない侮辱である。[孫力2001.6.25]

耿諱もまた「鹿島側の態度から判断して、鹿島には謝罪の意思は全くなく、また責任も負わないつもりだということがわかった」[人民網日本語版2001.5.8]と、鹿島に謝罪の意思のないことを読み取っている。謝罪については一言もなく、責任に関しては、「訴訟内容については当社に法的責任がないことを前提に、和解協議を続けてまいりました」と、はっきりと否定されている²³⁾。「4月の「和解勧告書」では、「共同発表」が再確認され、事実認定・責任・謝罪が再確認されていたが、「鹿島のコメント」ではすべてが否定されている。その前提のもとで協議された「和解条項」に、事実認定・責任・謝罪が規定されることはないであろう。

「鹿島のコメント」からは、原告が納得するような和解になっているとは到底言えない。それどころか、侵略・植民地主義の過去の歴史が歪曲され、事実に反したねつ造がなされており、歴史の否認と記憶の抹消が図られているといえる。

三つは、弁護士の誠実性という「和解条件3」にかかる事項に関してである。具体的には、弁護士による「和解条項」の説明と、「和解」の受け入れを拒否する原告らに対する応答についてである。弁護士は、「和解条項」の報告会で「原則は十分維持されている」と説明したこと自ら述べている。だが、「ただし書き」の付加について説明したとは、一言も述べられていない。「和解」後に中国人留学生から送ってきた「和解条項」と「鹿島のコメント」を読んだ原告らの反応をみても、弁護士が和解条項の内容を原告に正確に伝えた言うことはできない。また、「和解」の受け入れを拒否する原告らが、和解後に、弁護士に再三説明を求めているが、今日まで何一つ応答はなされていない。

「和解案に変更があったわけではない」[内田2008:119]、「鹿島は(法的)責任を認めて謝罪している」²⁴⁾という弁護士らの主張が、その通りであるなら、4月の「和解勧告書」の内容と同じになり、その後の7ヵ月にわたる和解協議は必要なかったことになる。また、「鹿島のコメント」とは全く相いれないものとなり、鹿島と真向こうから対立することになる。重要案件で相互に対立することになれば、和解は成立していない。

ここから導かれるのは、弁護士によるただし書きの付加された「和解条項」の解釈は、強引かつ恣意的なものであるということである。ただし書きの付

加にもかかわらず、「鹿島は(法的)責任を認めて謝罪している」と、便宜的に読み替えることには無理があり、解釈の合理的な根拠はなにもない。だが、その強引で恣意的な解釈が、つまり、鹿島の主張と異なった弁護団独自の解釈が中国人原告に伝えられることで、「花岡和解」を成立させ、和解後も、和解を擁護するために使用されている〔内田2008:120〕〔内田2010:193〕。

弁護士の行為は、「和解の条件3」から誠実性があるとは到底言えず、原告の納得するような「和解」になっているということはできない。これらの「和解の条件」からすると、中国人被害者原告と鹿島との間に成立したとされる「花岡和解」は、成功した和解というこはできず、耿諱たちがいうように失敗した和解だといえる。

3 『世界』による「花岡和解」の検証

ここでは、弁護士側の主張に正当性を与え、日本社会への浸透に影響力をおよぼした月刊誌『世界』の「花岡和解検証」(以下、検証)をとり上げる。『世界』誌上で「花岡和解」をめぐる論争²⁵⁾がなされた結果、『世界』の編集長が検証チームをつくり「和解」の検証を行うことで、その終止符が打たれる²⁶⁾。

検証の焦点は、原告への報告がなされた11月19日の報告会で、「『和解条項』について、原告に対し正確に説明がなされ、同意を得たかどうか」と設定された〔有光、内海、高木、岡本2009:284〕。『世界』の検証チームは、前日の18日に行われた中国紅十字会²⁷⁾への報告会の映像記録がみつかったとのことで、その映像をもとに18日の検証結果を出すが、19日は、映像記録が見つからなかつたとのことで²⁸⁾、18日の検証結果から類推して19日の検証結果としている。

18日の検証結果は、ただし書きを含めて逐次日本語で説明していたが、通訳は逐語訳しておらず、重要な箇所は通訳されていなかったことが確認されている〔同:288-289〕。ここから導かれるのは、中国語で「重要な個所」が伝えられていなかつたのであるから、説明を受けた中国紅十字会は、ただし書きの付加された「和解条項」の内容を知り得なかつたということである。それにもかかわらず、検証チームは、弁護士が「故意に説明を省略した事実は認められないと結論づけており、明らかに論理矛盾がみられる。また、なぜ中国人に中国語訳がなされなかつたのかという肝心な点については、何も検証されていない。中国紅十字会は、「和解条項」の内容を知らなかつたがゆえに、抗議のファッのクスを「和解」当日に、主任弁護士宛に送っているのである²⁹⁾。

肝心の19日の報告会に関しては、「11月18日の紅十字会への報告を考える

と19日に故意に説明を省略して同意を得たとは考えにくい」[同:289] とし、「弁護団が故意に説明を省略して原告らを『欺いた』との指摘は当たらないと判断する」[同:292] と結論づけている。18日の判断には明らかに論理的整合性がなく、その判断から導かれた19日の推論が妥当で信頼性のあるものだとするには無理がある。

検証チームの検証では、耿諱や孫力らが「和解」に異議を唱えているのが明白であるにもかかわらず、彼/彼女らにヒアリングされることはない。同様に、「和解」に疑義を唱える市民グループがヒアリングの対象になっていたが、検証結果に名前が記されるだけで、その主張が、検証に反映されることはない。要するに、『世界』の検証では、和解の受け入れを拒否する原告らの声に応答することなく、弁護団の主張を踏襲するかたちで結論が導かれているといえる。

検証チームの検証は、検証のあり方やその結果の提示の仕方をみると、和解を成立させた弁護士たちに対して無批判的であるだけでなく、検証チームと、当該弁護士や支援者たちとのあいだに、関連性が示唆されてもしかたのないような、便宜主義的なものであると言わざるをえない。

V 結びにかえて

原告代表の耿諱たちが、その被害の回復を求めた強制連行・強制労働は、人道に対する罪としての歴史的犯罪である。本稿では、侵略・植民地主義を批判し、その罪責を問い合わせ、被害者の被害の回復を求めるとしてなされた、戦後補償裁判においてなお、植民地主義から自由になれない今までいる日本と日本人の現実の一端を、「花岡和解」をとり上げて議論した。

これまでみてきたように、弁護士側は、「和解条項」の解釈をめぐり、一方で、「鹿島は(法的)責任を認めて謝罪している」と、ただし書きを恣意的に解釈することで、中国人原告側に4月の「和解勧告書」と基本的に変わらないと説明し、他方で、挿入されたただし書きの前文に留保をつけ、鹿島側の要求通り、法的責任を認めないと旨を確保することで、つまり、玉虫色の決着をつけることで、和解の成立にこぎつけたといえる。

「鹿島が妥協しないなら負けよう」とまで提案していた原告代表の耿諱の意志に示されるように、中国人被害者が、まず第一の求めたのは、鹿島によって踏みにじられた、被害者一人一人の名誉回復であり、尊厳の回復であった。そして、そのことを通じて、歴史の公道(正義)を取り戻すことになった。鹿島との和解も、そのためのものであった。したがって、加害企業の鹿島が、最低限の要求(事実認定・法的責任・謝罪)に応じないなら、中

国人原告にとって、和解はありえなかった。

だが、「花岡和解」の成立に際し、被害者にとって譲ることのできない最低限の要求が確保されているかどうかを判断し、鹿島との和解を受け入れるか否かを決定したのは、原告である中国人被害者ではなく、原告代理人である日本人弁護士であった。日本人弁護士は、中国人被害者原告の意向を考慮することなく、和解を成立させてしまった。中国人被害者は、「自分で自分を代表することができず、だれかに代表してもらわなければならない」[マルクス:1954=145] 存在としてあつかわれた。サイードがオリエンタリズムの主要なテーマとして提示したものである。その背後には、ポストコロニアルな現在において、いまだポストになりえない植民地主義が潜んでいる。脱植民地をめざそうとする自覚的な人びとのなかにおいて、そのような植民地主義が、広範に作用しているのが、現実の日本の姿であるといえる。

法の専門家である弁護士には、その仕事上守らなければならない責任倫理がある。それは、被害者原告の意向を聞き、その意向を達成するために法的に何が可能で、何が不可能かを原告に伝えることである。したがって、本来なら「原告の意向を聞かないで何かするというのはあり得ないこと」である[戸塚2012:125]。日本人弁護士側が、中国人被害者原告の意向を知りながら、和解の主体である原告から事前の了解を得ないまま、日本の戦争・植民地支配の犯罪に決着をつけようとする、つまり、独断で、和解を成立させたという行為そのものが問い合わせなければならないであろう。そして、弁護士らのそのような行為に対し、規範的な力を与えることに関与した検証チームのありかた自体が、問い合わせなければならないであろう。加害に連なる日本人の側が、みずからの植民地主義に対峙することができないなら、被害者の被害の回復は困難となり、日本人自体の道徳的頽廃を推し進めることにしかならないであろう。

注

- 1) 古典的な文献としては、エドワード・サードやフランツ・ファンなどがあり、最近の日本におけるものとしては、日本軍「慰安婦」関連のものが顕著である。
- 2) 現在の秋田県大館市花岡町にあった鹿島組出張所は、花岡鉱業所(藤田組・現同和鉱業)の土木部門を請け負っていた。戦時中、鹿島の虐待と虐殺に抗して、中国人全員が蜂起したのが花岡事件である。その蜂起のリーダーであった耿諱が、原告代表となって、戦時の虐殺・虐待の罪責を問い合わせ、人間としての誇りと尊厳の回復、歴史の公道を求めて、再び鹿島と闘ったのが、鹿島花岡訴訟である。(最後まで和解の受け入れを固辞し続けた耿諱氏は2012年8月27日逝去。享年97歳(中国の数え方では99歳)であった。)

- 3) 土木工業協会(当時の理事長は鹿島精一)を含む財界からの要請で、1939年から朝鮮人の強制連行が始まる。敗戦までの日本国内への連行数は、100万人前後から150万人前後とされている[朴,1965=2005:59,62-63][野添, 2010:168]。
- 4) 注3) 同様、土木協会(理事長鹿島精一)を含む財界からの要請で、1942年、「華人労務者内地移入ニ関スル件」が閣議決定される。1944年からの日本国内への連行数は38,935人とされる[田中・松沢,1995:149]。
- 5) 肋骨が浮き出るよう痩せた飢餓状態の中国人に重労働が強いられ、体力が消耗した中国人がよろめいたといっては棍棒が浴びせられた[野添,2007:20-22]。第一次連行された295人のうち、1945年6月30日の花岡蜂起(事件)までに、1/3以上の103名が死亡、第二次、第三次の連行者を合わせると130名が死亡している[田中・松沢,1995:643-644]。戦後の国際戦犯裁判で、強制連行・強制労働では2事例が裁かれているが、その一つが鹿島のケースで、戦犯である鹿島職員らに死刑の判決が下されている。対日講和条約の批准によって国際社会へ復帰した日本は、国際戦犯裁判の結果を受諾しており、そのことは、戦犯である鹿島職員らには国際的にも法的責任が確定していることを意味している。
- 6) 国民党の中隊長であった耿諱は、洛陽での戦闘で銃撃され日本軍の捕虜となり花岡へ連行される。花岡蜂起失敗後、捕縛され、秋田監獄で意識を失うまで拷問をうけ、以後、激しい頭痛に苦しんでいた。鹿島が、一切の責任はない、中国人労工は契約労働者で、賃金は毎月支給した、遺族に救済金も出している、国際犯裁判は間違った裁判であると主張していることを知り、ふたたび鹿島と闘う決意を固める。80年代後半のことである。当時耿諱は居住地河南省襄城県の政治協商委員会副主席を務めていた[野添2008:156]ほか。
- 7) このときの賠償金要求は一人300万円で、その後500万円に変更される。2000年の「和解」では、一人50万円相当が拠出されるが、実際に中国人が受け取ったのは一人25万円である。
- 8) 「共同発表」は、生存者・遺族を代表して耿諱、代理人として弁護士新美隆、弁護士内田雅敏、田中宏、内海愛子、林伯耀の5人、鹿島代表取締役副社長村上光春の7名にてなされた。「共同発表」には「1中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する」と「事実認定」「責任」「謝罪」が明記されている[共同発表:1990.7.5]。
- 9) 中国人被害者原告および遺族に関しては、11人の原告代表であった耿諱と原告の一人であった孫力を主にとり上げる。原告代理人弁護団に関しては、その主任弁護士として「花岡和解」を導いた新美隆弁護士、および新美弁護士のもとで和解成立にかかわり、新美弁護士亡きあと弁護団を代表し、「花岡和解」の積極的な擁護者として活躍し続けている内田雅敏弁護士を取り上げる。
- 10) 和解当日に発表された新美弁護士の「和解成立についての談話メモ」では、「歴史的に見ても文字通り画期的なものです」とされ、その主要な点の一つとして、「これまでの日本の

戦後補償に関する和解例では法的責任はおろか何らかの責任を表明した例はなく、強制労働に関するドイツの先例や基金においても、法的責任のないことを確認することが前提となっていることからしても、この条項のただし書きは、共同発表の訴訟上の和解での再確認とともに画期的なものと言えます」としている〔談話メモ:2000.11.29〕。だが、後述するように、この解釈には多大な無理がある。もう一つの理由として、中国人原告11名を含む鹿島への強制連行・強制労働の被害者全員を対象として解決を図ろうとした点を挙げている〔談話メモ:2000.11.29〕〔新美隆,2001b:16〕。

- 11) 欽諱は揮毫を要求されたときのことを次のように記している。「新美弁護団長は、原告からの全権委任を受けて鹿島との和解調停をまとめた。これを受け、北京のホテルで原告への報告集会が開かれた。そこでは、共同発表を基礎として鹿島が改めて謝罪し、5億円の賠償金を出して……。会議の雰囲気は和やかで、田中宏教授が和解成功の祝辞を書いてはどうかと提案したので、私は求めに応じて次のように揮毫した。「討回歴史公道(歴史の公道を取り戻し) 維護人類尊厳(人間の尊厳を守ろう) 促進中日友好(中日の友好を促進し) 推動世界和平(世界の平和を推進しよう)」〔欽諱,2003.3.14: (三)]。記者会見で掲げられた時は4行詩の2行目が「人間の尊厳が守られた」と、対句構造を無視して「完了形」に日本語訳され、「和解を歓迎する被害者」像が強調された。日本語に訳したのは中国語の教授経験もある田中宏教授だが、中国人留学生などから指摘され、「誤訳」を認めるも、公的な訂正はなされないままである。近年でも、被害者が和解を歓迎しているという文脈で、再度「完了形」のまま、和解を擁護する弁護士によって使用されている〔内田,2008:121〕。
- 12) 被害者原告にも歓迎される和解として戸塚によっても紹介されており、当時の日本を覆った評価がうかがえる〔戸塚,2001:75〕。
- 13) 2009年10月に成立した西松安野和解、2010年4月の西松信濃川和解、2016年6月の三菱マテリアル和解などは、花岡和解をモデルとしている。
- 14) 原告11人のうち、原告代表の欽諱をふくむ4人が和解の受け入れを拒否している。ほかには原告以外で固辞する遺族が「花岡被害者 日本政府・企業による中国人強制労働の罪責を追及し続ける連誼会(準備会)」を組織して、2001年6月26日付で、鹿島、日本国政府、新美隆、田中宏、裁判所、マスコミ宛に、和解拒否の公開書簡を送付している。その他の大半の原告や遺族は、「鹿島は謝罪した」「金員は賠償金である」という弁護団の説明で、和解を受け入れる。和解金として受け取ったのは一人当たり25万円である。
- 15) 戸塚悦郎は弁護士としてスモン訴訟などにかかわった経験から5つの「和解の条件」を提示している。それは、被害者原告と加害者側の企業との双方を視野に入れて提示されたものである。
- 16) 2003年3月10日付『中国新聞網』で「欽諱を含む河南省の花岡被害者及び遺族が25万円の賠償金を鄭州で受け取ることになった」と報じられた。「和解」の受け入れを固辞し金員の受け取りを拒否していた欽諱は、「真相を明らかにしたい」と「和解」にいたる過程を述べた文書

を公表した。「私に和解の受け入れを強要する行為である。これに対して私、耿諱は厳正に意思を表明する。私は、依然として屈辱的な和解に反対を表明し、恥知らずな鹿島の救済金受け取りを拒否する」[耿諱, 2003.3.14: (五)]。

- 17) 『人民網日本語版』は、昏倒して病に伏した耿諱の回復後に、耿諱と西村和子・張宏波との間で行われた対談の抄録を掲載している。そこで、西村・張から、日本での市民集会における耿碩宇の発言が引用された。支援者のほとんどが弁護士側に同調し「和解」が擁護されていた集会で、耿碩宇が発言したものである。引用文の発言に先立ち、耿碩宇はつぎのように問題提起をしている。「『今回の和解にみなさんは満足していますか。』当時殺害された400人や、ほんの少し前にこの世を去った王敏さんをはじめ、心身共に傷を負った生存者はこの『和解』を喜んでいるでしょうか。本当に『我々』は勝利したのでしょうか。鹿島側は当時の歴史的事実と自らの罪を認めましたか。本当に心からの謝罪でしょうか。十数年前に掲げられた最初の目標はこのような『和解』だったでしょうか。日本の大企業である鹿島は400人以上の生命を奪ったが、たったの5億円であらゆる罪、あらゆる責任を全部なくそうとするのです。この5億円は賠償でも補償でもありません。中国人を救済するための資金です。みなさん、この『和解』は誰にとっての『勝利』だと思いますか。」
- 18) 原告は花岡事件の被害者で占められていたが、孫力は唯一、遺族であった。孫力は、江西省石油公司南昌公司の退職幹部で、仕事上、速記に精通しており、日本人弁護士側と原告側の会議が行われる際には、つねにその内容の速記録を残していた。引用は、「孫力,2001.6.25】による。「花岡事件56周年記念フォーラム——中国人労工に強制労働を強いた日本政府と企業の罪を告発する」の席上で発表されたもので、翌日、新聞に掲載された【潘健,2001.6.26】。
- 19) 「花岡和解」は、戦後はじめて中国人被害者を対象とした戦後補償裁判だったので、日本の関係者やメディアだけでなく、日本に留学中の中国人留学生にとっても多大な関心事であった。彼/彼女らは、中国人原告が来日したときの通訳や日常の世話などにかかわり、「和解」の動向が注目されていた。
- 20) 主任弁護士は、「原則は十分維持されており、細かな法技術的な条項の詰めについてまで原告らの承諾を要するものでもないと考えられ」と、当初、原告に直接報告することは考えていなかった【新美,2001b:31】。
- 21) 2000年4月の「和解勧告書」の説明会では、弁護団は中国語訳を配布して原告に説明した。孫力によると、「弁護士は原告に十分な説明を行うとともに、それが90年7月5日の当事者双方による「共同発表」を基礎としたものであるから、原告の政治的目標は達せられていると繰り返し強調した。「共同発表」の原則とは、鹿島が歴史的事実を認め、賠償、謝罪に応じ、企業責任を負うものであることから、こうした原則が再度確認されるのなら、賠償金額が幾らか少なかったとしても、弁護士を信頼し、譲歩して4月の「和解勧告書」に同意した」【孫力,2001.6.25】。耿諱は、「和解勧告書」の説明を受けてつぎのように述べている。「1989年、公開書簡で三つの要求をした。第一条の謝罪はもっとも重要で譲歩できない。第二条の記念

館は設立を希望する。第三条の賠償金は譲歩に応じることができる」[晏子,2005:352-353;野田,2009:115-116]。

- 22) 欽諱の揮毫については、(注) 11を参照されたい。
- 23) 鹿島のコメントではこの引用に、つぎが続く。「この解決に当たっては慰靈等の対象として花岡出張所で労働に従事した986名全員を含めることがふさわしいことを主張し、具体化に向けて協議を行ってまいりました。これら当社の主張が裁判所及び控訴人に十分に理解され、また中国紅十字会の参画を得て受難者の慰靈、遺族の自立、介護及び子弟の育英など具体的に実施できうる仕組みも整う見込みがたちましたので、裁判所から勧告された金額を拠出し『花岡平和友好基金』の設立を含む和解条項に、合意いたしました。なお、本基金の拠出は、補償や賠償の性格を含むものではありません。」鹿島の主張は、「〔和解勧告書と〕趣旨においては同じ」という弁護士の説明とは全く異なっている。
- 24) 和解直後は主任弁護士によって鹿島が法的責任を認めていると主張されていたが〔新美,2001b:36〕〔新美,「談話メモ」〕、その後は、ただ責任とだけ主張されるようになる〔内田,2008:120〕〔内田,2010:199〕。
- 25) 野田正彰（当時関西学院大学教授）が、欽諱へのインタビューを通して、「花岡和解」への批判を発表するようになると、それに対し、裁判の支援者であった田中宏（当時龍谷大学教授で支援グループのリーダー）や林伯耀（華僑で支援グループの主要メンバー）が『世界』誌上で、また原告代理人弁護士であった内田雅敏が新聞や雑誌等で、反論を展開し、「和解」論争となる。
- 26) 『世界』による「和解」の検証は、同誌の岡本厚編集長のもとで検証チームがつくられて行われた。だが、検証材料や検証方法、その結論の導き方、検証チームの人選の妥当性等々、多くの問題が指摘されている〔「花岡」問題取材班,2011:80-87〕。本稿では、詳細には立ち入らず、検証の焦点と結論をとり上げる。
- 27) 18日の中国紅十字会（赤十字）への報告時には、原告代表であった欽諱も出席していた。中国紅十字会は、利害関係人として、和解成立時に鹿島からの基金の受け入れ先となっていた。
- 28) 原告の孫力によると、19日の原告への報告会においても映像記録が撮られている。実は、はじめての中国人戦後補償裁判の記録を残すため、このときだけでなく、原告との会議ではついに映像記録が撮られていた〔孫力へのインタビュー 2009.8.1〕。したがって、19日の記録だけがないというのはありえない。
- 29) この文書は、中国紅十字会が原告を代表して、新美弁護団長に託して日本のマスコミに配信するよう依頼していたものであるが、公表されることとはなかった。「“花岡事件”訴訟和解的感想」と題されたそのファックスの内容はつぎのような文書であった。「…被告側は和解協議のなかで当然負うべき責任を回避する表現を加え、法廷は当時の歴史的事実と1990年の「共同発表」の精神に反する「所感」を発表した。「花岡事件」の被害者としては、これに対して深い失望と遺憾の感概をもたざるを得ない。」[晏,2005:372-373]。筆者の手元には、著者の晏子が紅十字会から証拠資料として入手したファックスのコピーがある。文書中に「所感」と

あるのは、和解当時に発表された「和解成立に当たって裁判所が表明した所感」を指す。

文献

- 有光健・内海愛子・高木喜孝・岡本厚, 2009, 「花岡『和解』を検証する」『世界』795:278-296.
- 「花岡」問題取材班, 2011, 「三百代言で塗り固められた「花岡和解」の徹底検証」『告発の行方 知られざる弱者の叛乱』鹿砦社, 57-93.
- 石田隆至・張宏波, 2009, 「東アジアの戦後和解は何に蹟いてきたか?」『戦争責任研究』66:87-97.
- 林伯耀, 2008, 「大事な他者を見失わないために 花岡和解を戦後補償の突破口に」『世界』7月780号296-305.
- 劉智渠(述)、劉永鑫・陳夢芳(記), 1995, 『花岡事件——日本に俘虜となった中国人の手記』岩波書店.
- 前田朗編, 『「慰安婦」問題の現在——「朴裕河現象」と知識人』三一書房.
- マルクス, カール・H. 著、伊藤新一・北条元一訳, 1954=1974 『ルイ・ボナバトルのブリュメール十八日』岩波書店.
- 晏子(山邊悠喜子訳)「私の戦後処理を問う」会編, 2005, 『尊厳 半世紀を歩いた「花岡事件』』日本僑報社.
- 新美隆, 2001a, 「花岡事件和解の経緯と意義」『季刊 戦争責任研究』30: 36-42.
- , 2001b, 「花岡事件訴訟和解の歴史的・法的意義 花岡事件和解研究のために」『専修大学社会科学研究所月報』459:16-56.
- 野添憲治, 2007, 『シリーズ花岡事件の人たち 中国人強制連行の記録 第一集 強制連行』社会評論社.
- 野添憲治, 2008, 『シリーズ花岡事件の人たち 中国人強制連行の記録 第二集 蜂起前夜』社会評論社.
- , 2010, 『遺骨は叫ぶ 朝鮮人強制労働の現場を歩く』社会評論社.
- 野田正彰, 2007, 「謝罪なき和解に無念の中国人原告」『毎日新聞』2007.6.19.
- , 2008, 「田中宏氏に反論する 原告団長を人気者と呼ぶ人間観」『世界』779:291-297.
- , 2009, 『虜囚の記憶』みすず書房(再録:野田正彰2008「虜囚の記憶を贈る 人倫としての花岡蜂起」および「虜囚の記憶を贈る 受難者を絶望させた和解」『世界』1、2月を加筆修正).
- 朴慶植, 1965=2005, 『朝鮮人強制連行の記録』未来社.
- 徐京植, 2002, 『半難民の位置から』影書房.
- 田中宏・松沢哲哉編, 1995, 『中国人強制連行資料——「外務省報告書」全五分冊ほか』現代書簡.
- 田中宏, 2008, 「花岡和解の事実と経過を贈る」『世界』778:267-278.
- 坪田典子, 2010, 「過去への責任——花岡「和解」を事例として」『理論と動態』3:07-125.
- 戸塚悦郎, 2001, 「これからの中日と国際人権法、花岡事件、裁判上の和解成立」『法学セミナー』554:75-79.
- , 2012, 「和解の条件」志水紀代子・山下英愛編『「慰安婦」問題の解決に向けて』白澤社.

- 内田雅敏, 2008, 「花岡高裁和解を戦後補償の突破口に」『毎日新聞』2008.9.8.
- , 2008, 「花岡事件高裁和解についての代理人弁護士の見解」『情況』9月115-125.
- 耿諱, 1998, 「花岡事件控訴時の声明」1998.3.4 (3項目要求).
- , 2000, 「『花岡事件』損害賠償要求案についての主張」2000.11.17.
- , 2000, 「四行詩」2000.11.19.
- , 2003, 「厳正に表明する」2003.3.14 (山邊悠喜子・張宏波訳).
- , 2003, 「国辱を忘れるな」『人民日報ネット版・人民網強国論壇』2003.9.17 (同上).
- 魯堂鎖, 2001, 「花岡事件、日本国内閣への公開書簡」2001.6.26 (山邊悠喜子・張宏波訳).
- , 2001, 「東京高裁、裁判官への公開書簡」2001.6.26 (同上).
- , 2001, 「新美隆弁護士・田中宏教授への公開書簡」2001.6.26 (同上).
- , 2001, 「日本のマスコミ及び平和を愛する全ての友人への公開書簡」2001.6.26 (同上).
- 孫力, 2001, 「『和解』拒否声明」2001年6月25日 (潘健「原告孫力氏、花岡『和解』は受け入れないと声明」『人民網石家庄』2001.6.26 (同上),
- , 2001, 「弁護団への公開書簡」2001.11.26 (同上) (中国紅十字総会・東京高等裁判所・中日両国のマスコミに送付).
- , 2010, 「原告代理人内田雅俊弁護士に厳重に抗議する」2010.6 (同上). (上記中国語は山邊悠喜子・張宏波訳による)

資料

- 「公開書簡(三項目要求)」1989.12.22 (鹿島組花岡強制労働生存者及殉難者遺族聯誼会).
- 「共同発表」1990.7.5.
- 「和解勧告書」2000.4.21.
- 「和解条項」2000.11.29.
- 「和解成立についての談話メモ」2000.11.29 (新美隆).
- 「花岡事案和解に関するコメント」2000.11.29 (鹿島建設株式会社).
- 「裁判官所感」2000.11.29 (裁判長裁判官新村正人ほか).
- 『信濃毎日新聞』2010.1.21.
- 『人民網日本語版』2001.5.8.
- 潘健「原告孫力氏、花岡『和解』は受け入れないと声明」『人民網』石家庄2001.6.26.
- 「私の戦後処理を問う会」, 2017, (<http://www.ne.jp/asahi/hanaoka/1119/index.html>, 2017.11.4). .

(つぼた・みちこ 文教大学)